

西会津町農業委員会

第30回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和5年3月20日

西会津町農業委員会

第30回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年3月20日（月）午前10時00分

場 所 西会津町役場 3階 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12番委員 江川 新壽

委 員

1番委員 渡部 定衛 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

4番委員 岩原 稔 5番委員 矢部 幸彦 6番委員 江川 政次

7番委員 三留 弘法 8番委員 小原 利道 9番委員 仲川 久人

10番委員 星 敬介

（推進委員）

4番委員 目黒 信一 5番委員 長谷川耕二 6番委員 長谷川辰男

7番委員 加藤 勝 8番委員 佐藤 武 9番委員 山口 幸平

10番委員 小野木洋一 11番委員 猪俣 久一

4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員）11番委員 佐藤 正光

（推進委員）1番委員 三留 智篤 2番委員 伊藤 一郎

3番委員 杉原 徳夫

5 総会に出席した職員

事務局次長 鈴木 利博

事務局員 秦 康広

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。春らしくなりまして農機具の使用が増えますので、安全管理には十分気を付けていただきたいと思います。時間になりましたので始めます。本日はよろしく申し上げます。

（開 会）

○議長

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して11名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第30回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定により、4番 岩原 稔委員、6番 江川 政次委員にお願いしたいと思います。

○議長

続いて、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

○事務局（鈴木事務局次長）

（主要業務について報告）

○議長

ただいま事務局より報告のありました「主要業務報告」について、委員各位のご意見、ご質問を求めます。

○議長

ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農業委員会が定めるべき農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

2月総会にて案をお示ししており、2月末まで修正意見等がございませんでしたので、内容については概ね前回と変更はございません。しかし、直近の管内農地面積が県より示されましたことから、表中の3年後の目標及び目標に係る管内の農地面積を変更しております。

○議長

事務局の説明が終わりました。

○議長

これより、質疑を行います。

○議長

ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第1号「農業委員会が定めるべき農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の設定について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農業委員会が定めるべき農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の設定について」は申請の通り設定するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農業委員会が定めるべき農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の設定について」は設定されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農業委員が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

令和5年度の最適化活動の目標の設定について、皆さんの協議をお願いします。
（資料に基づき説明）

○議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。
討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第2号「農業委員が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり設定するにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農業委員が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」は原案の通り決定されました。

○議長

続いて議案第3号に入りますが、本案件について私が当事者となっておりますことから議長を交代させていただきます。本来ですと、職務代理者に議長を交代すべきところですが、本日欠席となっておりますので、私より指名させていただきます議長を務めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
1番渡部定衛委員に議長をお願いします。

○議長（1番委員）

議長交代させていただきます。

○議長（1番委員）

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明〔利用権の設定90件、利用権の移転7件〕

○議長（1番委員）

只今、事務局の説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番 三留弘法委員

〇〇番の利用権設定であります。解除条件付きとなっております。この意味を教えてください。

○事務局（鈴木事務局次長）

ご質問いただきました〇〇番の利用権設定であります。借り手が法人であります。農地所有適格化法人ではないため農地を適切に利用しない場合は貸し手からの申し出により利用権設定を解除できる条件を付して利用権を設定するものであります。通常は、両者の合意でなければ解除に至りませんが、条件を付すことにより一方の申し出のみで解除可能となるものです。

○議長（1番委員）

他に質疑ございませんか。

○議長（1番委員）

質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長（1番委員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。

お諮りいたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（1番委員）

異議なしと認めます。

したがいまして議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認されました。

○議長

議長を交代いたしました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

○議長

続きまして、次第5. その他に移ります。

(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

当面の日程について説明

○議長

(2) 次回総会開催日について、事務局の説明をお願いします。

○事務局次長（鈴木事務局次長）

次回総会開催日について説明

○議長

続いて(3) その他に移ります。なにかございますか。

○事務局（鈴木事務局次長）

令和5年度から地域計画の策定に取り掛かります。農業委員会で目標地区の素案を作成することになっております。今後、各地区に座談会等で入り込み聞き取りを行いながら作成することになりますので、農業委員・推進委員さんのご協力をお願いします。また、最適化活動等の活動記録簿の作成についても継続して作成をお願いします。

○議長

事務局より次年度の活動について話がありました。皆様のご協力をお願いします。

○議長

その他委員の皆さん、何かありますか

○議長

ないようですので、以上で本日予定されていましたが案件は全て終了しました。

これで「第30回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

6. 閉会

午前11時25分